

1. 法律専攻

法律専攻には、法律学の基本と応用コース・政治と法の基礎コースの2コースがあり、それぞれのコースによって専門教育科目の履修方法が異なる。

学生は、いずれかのコースを選択し、履修規程に基づいて単位を修得しなければならない。

【各コースについて】

法律学の基本と応用コース

裁判という場においては、持ち込まれた紛争(トラブル)に対して、法というルールを適用することで解決が図られる。その際には、「解釈」することを通じて、抽象的な法の内容を具体的なトラブルにあてはめる必要がある。このコースのカリキュラムは、主として、そうした法の解釈を基礎から上級へと段階的に学んでいき、その過程において、少なくとも1つの法領域を選択し、集中的に学ぶことができるよう設計されている。そうすることで、法的にトラブルを解決する力を、無理なく修得してもらうことを企図したコースである。

政治と法の基礎コース

法というルールは、社会(国際社会も含む)において機能し、主として、議会のような政治制度における政治過程を通じて作られる。このコースでは、法、政治または社会の現状を把握・分析し、それらのあり方や機能を歴史的な、またはグローバルな観点から分析することを学び、さらには、そうした分析の結果から社会にある問題を発見し、それらを解決する方策を考える能力を涵養することを目的としている。

【カリキュラムの構成と履修方法】

法律専攻における専門教育科目の構成とその履修方法は、次のとおりである。

カテゴリ	コース	
	法律学の基本と応用	政治と法の基礎
シチズンシップ科目		◆
1		
2		
3	4単位以上	
4	4単位以上	
5	6単位以上	
6	4単位以上	
7	4単位以上	
8	4単位以上	
9		
10		
11		◆シチズンシップ科目と9～15の8カテゴリのうち、5カテゴリ以上でそれぞれ8単位以上
12		
13		
14		
15		
16		
17		
計	64単位以上	

※1 卒業するためには、専門教育科目から64単位以上を修得しなければならない。

※2 コースの選択は、1年次の履修登録時から行う。2年次前期及び3年次前期の履修登録時に、コースを変更することができる。ただし、3年次前期の履修登録時に登録したコースが最終決定となり、4年次にはコースを変更することはできない。

※3 法律専攻の専門教育科目はいずれも選択科目であるが、コースごとに修得しなければならない科目数・単位数がそれぞれ異なっているので、注意すること。詳細は、P58～60のカリキュラム表を参照のこと。

- ※4 シチズンシップ科目の「法と社会参加」、「政治と社会参加」及び「行政と市民生活」、カテゴリ 8 の「法律学特殊講義Ⅰ・Ⅱ」、カテゴリ 13 の「地域研究」及び「政治学特殊講義Ⅰ・Ⅱ」、並びにカテゴリ 15 の「臨床法学演習」及び「地域研究演習」については、シラバスにおいて題目・テーマで示されている内容が異なる場合には複数履修することができる。
- ※5 カテゴリ 1 の「キャリア・プランニング」は、必修科目ではないが、1 年次に必ず履修登録しなくてはならない科目である。(ただし、留学生及び社会人については、この限りでない。) また、「キャリア・プランニング」については、原則として 2 年次以降に履修することはできない。
- ※6 カテゴリ 9 の「国際政治入門」、「政治哲学入門」、「比較政治入門」、「地域研究入門」、「比較法入門」、及び「犯罪学入門」については、3 年次以降に履修することはできない。
- ※7 カテゴリ 15 の「基礎演習」については、3 年次以降に履修することはできない。また、担当教員が異なれば、最大 4 単位まで履修することができるが、同一年度で複数履修することはできない。
- ※8 「演習」及び「臨床法学演習」は同一年度にそれぞれ 4 単位まで履修することができるが、いずれの演習も合計 8 単位を超えて履修することはできない。
- ~~※9 全学オープン科目として経済学部で開講されている「憲法ⅠA・ⅠB」、「民法Ⅰ・Ⅱ」及び「商法Ⅰ・Ⅱ」を、法律専攻の学生は履修することができない。~~
- ※10 「演習」、「臨床法学演習」、「法教育演習」、「基礎演習」及びその他一部の科目については、1 クラスあたりの履修者数に上限が設定されている。履修希望者数が上限を超えた場合には、抽選または選考による選抜を実施する。
- ※11 教職課程・資格課程を履修する場合には、教職課程・資格課程の科目がその年度の時間割編成上、所定の開講学年では履修できないこと(卒業と同時に取得できない場合)もあるので、注意すること。